

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,986,982	流動負債	2,319,290
現金及び預金	209,545	買掛金	6,250
売掛金	87,713	1年以内返済予定	
商 品	3,379	の長期借入金	625,000
原材料及び貯蔵品	2,040	1年以内返済予定の敷金	22,040
前払費用	9,739	未払金	1,522,116
預 け 金	187,670	未払法人税等	32,448
短期貸付金	1,754,143	未払消費税等	28,221
未収入金	731,311	契約負債	5,242
その他の流動資産	1,438	預り金	38,560
		前受収益	23,063
		賞与引当金	14,557
		その他の流動負債	1,789
固定資産	4,856,326	固定負債	2,169,895
有形固定資産	4,592,965	長期借入金	—
建 物	4,409,338	預り敷金	2,159,185
構 築 物	33,004	退職給付引当金	8,546
機 械 及 び 装 置	89,002	長期未払金	2,163
車 両 運 搬 具	—		
工 具 器 具 及 び 備 品	61,619		
リ ー ス 資 産	—	負 債 合 計	4,489,185
建 設 仮 勘 定	—	(純資産の部)	
無形固定資産	3,273	株主資本	3,354,123
ソフトウェア	2,666	資 本 金	100,000
その他の無形固定資産	606	資 本 剰 余 金	1,900,000
投資その他の資産	260,087	資 本 準 備 金	1,900,000
差 入 敷 金	198,114	利 益 剰 余 金	1,354,123
ゴ ル フ 会 員 権	19,339	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,354,123
繰 延 税 金 資 産	37,895	別 途 積 立 金	15,000
そ の 他 の 資 産	4,739	繰 越 利 益 剰 余 金	1,339,123
		純 資 産 合 計	3,354,123
資 産 合 計	7,843,309	負 債 純 資 産 合 計	7,843,309

記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

当期純利益 150,624千円

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により計上しております。

商品 …… 個別法により計上しております。

原材料 …… 個別法により計上しております。

貯蔵品 …… 個別法により計上しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法により計上しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア …… 自社利用のソフトウェアについては、定額法により計上しております。なお、償却期間は、社内における利用可能期間(5年)であります。

上記以外の無形固定資産 …… 定額法により計上しております。

(3) 長期前払費用 …… 定額法により計上しております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主に商業施設の管理運営を行っており、建物賃貸借契約等に基づいて当該区画を賃貸しております。建物賃貸借契約等については「リース取引に関する会計基準」に基づき契約期間の範囲で収益を認識しております。

5. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式により計上しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる事項

(1) 連結納税制度の適用

当社は当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首より、グループ通算制度を適用する場合における法人税及

び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）を適用する予定であります。

※一部修正についてのお知らせ

2024 年 9 月に「当期純損益金額」および「個別注記表（重要な会計方針にかかる事項に関する注記）」を追記